

下水道（公共下水道・町設置型浄化槽）

環境整備課 ☎ 83-2367

町の生活排水処理事業は、多摩川をはじめとする公共水域の水質の保全と居住環境の改善、公衆衛生の向上を図ることを目的として、公共下水道事業と合併処理浄化槽事業により推進しています。

公共下水道（特定環境保全公共下水道）は平成10年度に奥多摩湖周辺部の小河内処理区で供用を開始しました。小河内処理区は町単独の処理施設、小河内浄化センターで生活排水を処理しています。また、川井地区から境地区の一部までは平成18年度より10か年計画で奥多摩処理区として整備を行いました。奥多摩処理区は流域下水道に接続して昭島市にある多摩川上流水再生センターで生活排水を処理します。

また、合併処理浄化槽事業（町設置型浄化槽）は公共下水道が整備される地区以外の町内全域で整備を進めています。

□ 使用者名義の変更は

住まいが変わったり、譲渡などによって排水設備の所有者が変わるときは、環境整備課に連絡してください。

□ 使用開始・中止の手続きは

引っ越しなどで下水道・浄化槽の使用を開始・中止するときは、速やかに環境整備課に連絡してください。排水を中止した場合は使用料を精算します。

□ 故障・漏水があるときは

家庭内の下水道（排水設備）に異変が生じたら、町指定下水道工事店（別表参照）に連絡して修理してください。浄化槽に異状が発生した場合は環境整備課に連絡してください。また、道路上などでマンホールの異状などをみつけたらすぐに、環境整備課まで連絡をお願いします。

□ 浄化槽使用料の支払いは

2か月に1回、各ご家庭の水道使用量を基に使用料をお知らせします。お支払いは便利な口座振替をご利用ください。口座振替の申し込み方法は、通帳と印鑑をご持参のうえ、取引金融機関の窓口でお申し込みください。金融機関は、西東京農業協同組合・青梅信用金庫・郵便局をお願いします。

水洗化への義務

公共下水道が整備され、水再生センターで汚水を処理することができる区域を「公共下水道処理区域」といいます。また、公共下水道が使用できるようになった区域は、供用開始の公示をします。

◎公共下水道処理区域になりますと下水道法第10条により、排水設備を遅滞なく設置しなければならないとなっています。

台所、浴室などからの汚水も公共下水道へ流すように排水設備を設置しなければなりません。

・浄化槽は廃止して、直接公共下水道へ接続することとなります。

・汲み取り便所は、下水道法第11条の3により、3年以内に水洗トイレへ改造することが義務づけられています。

公共下水道処理区域になりましたら、建物の所有者は、汲み取り便所をできるだけ早く、水洗トイレに改造し、公共下水道へ汚水を流してください。

また、公共下水道区域以外は、「合併処理浄化槽区域」といいます。公共下水道と同様に水洗化をすすめておりますので、まだ合併処理浄化槽へ転換していない場合は、早めにご相談をしてください。

□ 排水設備工事（宅内等工事）の申し込みは

排水設備の新設、増設、移設、修理などをされる場合は、別表の町指定下水道工事店に直接お申し込みください。なお、町指定下水道工事店以外では排水設備工事はできませんので、ご注意ください。排水設備工事完了後は、町調査員が検査にお伺いします。

助成・融資あっせん制度

供用開始された日から3年以内に汲み取り便所を水洗トイレに改造し、排水設備を設置する工事を行う方に対し助成を行う制度、融資のあっせん及び、融資のあっせんを受けた方の利子補給を行う制度を設けて

います。

制度の要件などの詳細については、環境整備課までお問い合わせください。

「助成制度」

①生活保護法の生活扶助を受けている家屋の所有者

・・・対象となる改造工事費の「全額」

②居住者全員が町民税非課税であり、かつ、資金の調達が困難であると認められる家屋の所有者

・・・対象となる改造工事費の「2分の1」

「利子補給」

①持家の改造工事を行う場合

・・・「全額（限度額50万円）」

②貸家等収益を目的とした家屋の改造工事を行う場合

・・・「2分の1（大便器1個につき15万円、ただし、150万円を限度）」

